

滋賀県公益認定等委員会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、滋賀県公益認定等委員会条例（平成20年滋賀県条例第6号）第12条の規定により、滋賀県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の会議その他運営に必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、委員長は、その結果を次の会議に報告しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（資料提出その他の協力）

第3条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席、資料の提出、意見の開陳および説明その他の必要な協力を求めることができる。

（諮問、答申等）

第4条 知事が委員会に対して行う諮問は、知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるよう必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が知事に対して行う答申および勧告は、文書をもって行うものとする。

（議事録の作成）

第5条 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 会議の日時および場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題

(4) 審議の経過

(5) 議決した事項

(6) その他必要な事項

2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

2 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続きは、別に定めるものとする。

（議事録等の公開）

第7条 会議の議事録および配付資料（以下「議事録等」という。）は、次の場合を除き公開する。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第51条において準用する同法第43条第1項および第3項に掲げる事項に関する審議

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 138 条第 2 項において準用する同法第 133 条第 2 項、第 3 項（第 3 号を除く。）および第 4 項に掲げる事項に関する審議

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者または第三者の権利または利益、公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部または一部を非公開とすることができる。

3 前 2 項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

（委任）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議その他運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要領は、平成20年 月 日から施行する。